

平成 27 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	社 名	ネ ク ス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長		秋 山 司
			(JASDAQ・コード 6634)
問 合 せ 先			
役 職 ・ 氏 名	代 表 取 締 役 副 社 長		石 原 直 樹
電 話			03-5766-9870

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 25 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました株式会社 C S C（以下、「原告」という）より提起されておりました訴訟について、平成 25 年 2 月 13 日に原告との間で訴訟上の和解をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 和解の相手方

(1) 名 称 株式会社 C S C（原告）

所在地 東京都港区浜松町一丁目 2 番 7 号

代表者の氏名 代表取締役 村田 榮一郎

(2) 名 称 株式会社 エナリス

所在地 東京都足立区千住一丁目 4 番 1 号 東京芸術センター（登記簿上の本店所在地）

代表者の氏名 代表取締役 村上 憲郎

2. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 24 年 11 月 21 日、原告より当社商品に不具合が存在していたとして、当社外 1 社に対し不法行為等に基づく損害賠償請求を提起され、その後本件訴訟は、株式会社 エナリスから原告に対する同一の原因に基づく損害賠償請求訴訟とともに審理されておりました。当社は同訴訟において、一貫して商品不具合の原因が当社によるものではない旨を主張して参りました。しかしながら、今般、裁判所から訴訟上の和解の勧告がなされたことから、和解に応じることの是非について検討し、これに応じることといたしました。すなわち、本件訴訟は提訴から既に 2 年が経過しており、その対応をするために人的資源を奪われることによる機会損失が生じていること、本件が高度な技術の内容にかかわる訴訟であることから、今後の立証活動を含め判決が確定するまで訴訟を継続した場合には時間・費用やその他経済的・人的コストがさらに大きくなることを見込まれ、また、判決の結果が必ずしも予想できるものではないことに加え、本件訴訟が一部請求であり訴訟の継続により請求の拡張も想定されることなどを総合的に勘案すると、早期解決を図ることが当社にとっても有利であるものと判断しました。

3. 和解の概要

上記のとおり、株式会社エナリスから原告に対する損害賠償請求訴訟とともに審理されたことに伴い、株式会社エナリスを交えた和解となりました。

- (1) 当社は株式会社エナリスに対し解決金 2,500 万円を支払う。
- (2) 原告は、当社に対する一切の請求を放棄する。
- (3) 各当事者間には、上記和解による解決金の支払以外に一切の債権債務は存在しない。
- (4) 訴訟費用は各当事者の負担とする。

4. 業績に与える影響

本和解金については、既に全額引当済ですので、当期連結業績への影響はございません。

以上